

## 質問回答書

件名	リース方式による県有施設太陽光発電設備導入事業		
No	該当箇所	質問内容	回答
1	公募要領3項（4） 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。 ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者 上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。	契約締結後、やむを得ない事情等により第三種電気主任技術者を別の有資格者に変更する場合は、事前に申請を行う事で可能との認識でよろしいでしょうか。	可能です。ただし、変更する場合は、資格証の写しを提出してください。
2	公募要領2項（4） 予算額	アの補助金控除後にイのリース料以内に納まらない場合、提案不可という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書7項 ・事業者は本事業により、県及び第三者に損害を与えないようにすること。 なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入し、県へ写しを提出すること。	火災保険の付保にあたり、以下を教えてください。 ・建物の構造 ・避雷針の有無 ・設置場所のフェンスの有無 ・24時間常駐している方の有無 ・過去20年以内の洪水の罹災歴の有無 有の場合、回数と洪水の原因となった箇所の公共機関による修理の有無	建物の構造については、ご提供した図面等をご活用ください。なお、資料に不足がある場合は、事業予定者決定後にご提供します。その他については、下記のとおりです。 ○7号館 ・設置場所のフェンス 無 ○延岡総合庁舎 ・設置場所のフェンス 一部有 ○共通 ・避雷針 有 ・24時間常駐している方 有 職員の勤務時間外（平日は17:15～翌朝8:30、休日は24時間）は、警備員を配置している。
4		賠償責任保険の被保険者は受注者と県のどちらで考えれば良いでしょうか。補償額はいくらで設定すれば良いでしょうか。	リース期間中はあくまで受託者が所有者となるため、被保険者は受注者となります。なお、補償額については定めておりません。
5			
6			
7			
8			
9			